

8 貸付の決定は

提出された貸付申請書や添付書類等を審査して行います。資金を交付するには、申請を受付してから通常1か月かかります。

※審査の結果で貸付ができない場合もあります。

9 貸付決定後について

- 借用書・請求書を提出していただいた後、資金を指定口座に振り込みます。
- 修学資金・修業資金など、継続する資金は、年に1度在学証明等の提出が必要です。

10 償還の方法は

据置期間（中面の「資金一覧」に記載）終了後、原則として、口座振替による月賦償還で、元利均等償還となります。毎月末に償還金を口座から引き落とします。必ず月末までに口座へ入金してください。引き落としをする口座を変更する場合は、届け出をしてください。

11 納入期限までに支払がない場合は

- 借受人・連帯借受人と連帯保証人へ督促状や催告書が送られます。
- 法律の定めにより、違約金（遅滞利息）が年利3%の割合で請求されます。
- あなたの償還金が次に借りる方への財源になりますので、遅滞なく償還してください。

12 次のようなときはすぐにお知らせを

- ①氏名、住所、電話番号、実印を変更したとき
- ②結婚（再婚）等ひとり親家庭でなくなったとき
- ③修学している者が休学、退学したとき
- ④授業料の減額や免除、他の制度の給付を受けられるようになったとき
- ⑤事業をやめたとき
- ⑥支払期限までに償還金を支払えないとき
- ⑦連帯保証人が亡くなった等変更する必要があるとき
- ⑧その他、生活状況に大きな変化が生じたとき

修学資金の学校・学年別貸付限度額

（月額、単位 円）

学 校 種 別		1年	2年	3年	4年	5年
高 等 学 校 中等教育学校 (後期課程) 専修学校(高等課程)	国公立	自 宅 (18,000)	27,000	(18,000)	27,000	
		自 宅 外 (24,000)	34,500	(24,000)	34,500	
	私 立	自 宅 (31,000)	45,000	(31,000)	45,000	
		自 宅 外 (36,000)	52,500	(36,000)	52,500	
高 等 専 門 学 校	国公立	自 宅 (22,000)	31,500	(22,000)	31,500	(47,000) 67,500
		自 宅 外 (23,000)	33,750	(23,000)	33,750	(54,000) 78,000
	私 立	自 宅 (33,000)	48,000	(33,000)	48,000	(68,000) 98,500
		自 宅 外 (36,000)	52,500	(36,000)	52,500	(80,000) 115,000
専 修 学 校 (専門課程)	国公立	自 宅 (47,000)	67,500	(47,000)	67,500	
		自 宅 外 (54,000)	78,000	(54,000)	78,000	
	私 立	自 宅 (62,000)	89,000	(62,000)	89,000	
		自 宅 外 (88,000)	126,500	(88,000)	126,500	
短 期 大 学	国公立	自 宅 (47,000)	67,500	(47,000)	67,500	
		自 宅 外 (67,000)	96,500	(67,000)	96,500	
	私 立	自 宅 (65,000)	93,500	(65,000)	93,500	
		自 宅 外 (91,000)	131,000	(91,000)	131,000	
大 学	国公立	自 宅 (49,000)	71,000	(49,000)	71,000	(49,000) 71,000
		自 宅 外 (75,000)	108,500	(75,000)	108,500	(75,000) 108,500
	私 立	自 宅 (75,000)	108,500	(75,000)	108,500	(75,000) 108,500
		自 宅 外 (102,000)	146,000	(102,000)	146,000	(102,000) 146,000
大 学 院	修士課程	(92,000)	132,000	(92,000)	132,000	
	博士課程	(128,000)	183,000	(128,000)	183,000	
専修学校(一般課程)		(35,000)	51,000	(35,000)	51,000	

1 ()内の金額は、申請者の所得が一定以上の場合に連帯保証人がいなくても貸付可能な限度額です。

ただし、2回目以降の貸付は連帯保証人が必要となります。

2 年収目安が900万円を超える方は、別の貸付限度額があります。

3 学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。

4 一般課程とは、修業年限2年未満の専門課程と一般課程をいいます(就学支度資金も同様)。

5 継続貸付の場合は、貸付決定時の限度額が適用されます。